様式例－理5　理事会決議(報告)の省略　議事録

社会福祉法人〇〇〇　〇〇年度第〇回理事会議事録

　○年○月○日、理事○○○○が理事及び監事の全員に対して理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき理事の全員から書面により同意の意思表示を、また監事から書面により異議がない旨の意思表示を得た。これにより本件については、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第〇条第〇項に基づき、理事会の決議の省略により当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた

また併せて、同日付で、理事及び監事全員に対して理事会に報告すべき事項について通知書を発した。これにより本件については、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の規定（理事会への報告の省略）に基づき、理事会への報告の省略により当該報告が理事会への報告することを要しないものされた。

上記事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

記

1　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

及び理事会への報告があったものとみなされた事項の内容（別添提案書兼通知書のとおり）

（1）提案事項

第1号議案　〇〇年度事業報告及び決算の承認の件

〇〇年度事業報告書（案）及び〇〇年度決算報告書（計算書類・財産目録・附属明細書）（案）等が承認された。

第2号議案　定款変更の件

〇〇園の拡張のために取得した土地を定款の基本財産に追加するため定款変更を行うことが承認された。

第3号議案　評議員会への提案の件

上記議案の承認等について、評議員会の決議の省略（又は報告の省略）により行うことを各評議員に提案することが承認された。

（2）報告事項

報告第1号　〇〇〇〇〇について

前回理事会で報告指示があった〇〇計画の進捗状況について報告を行った。

2　理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

　　理事長　〇〇〇〇

3　理事会の決議があったものとみなされた日及び理事会への報告を要しないものとされた日

　　〇〇年〇月〇日

　　理事の全員（〇名）の同意書及び監事の全員（〇名）の確認書は別添のとおり。

　　なお、提案した事項について特別の利害関係を有する理事はいなかった。

【注意】

・本様式例は、会社法の例等を参考に、決議の省略と報告の省略を兼ねる議事録となっています。

・「報告の省略」に関する部分は、黄色マーカー表示となっています。報告事項がない場合は、マーカー部分を削除してください。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　議事録作成者

　　　　社会福祉法人〇〇〇

理事長　〇〇　〇〇　印

【様式例に関する補足】

・提案書様式例の補足と同様、「決議の省略」と「報告の省略」については、厳密には法上の根拠条文が違うため、本来は別々に処理することになりますが、本様式例については、実務上の観点から、それぞれを併用する場合を想定して作成しています。（それぞれの手続きを、別々の書式で作成することも可能です。）

・「決議の省略」と「報告の省略」の議事録については、議事録署名に関する決まりはありませんが、議事録の管理上、議事録作成者として、理事長名での署名等を行うのが一般的です。

・それぞれ議事録記載事項は以下のとおりです。

（理事会決議の省略の議事録記載事項）

ア 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

イ アの事項の提案をした理事の氏名

ウ 理事会の決議があったものとみなされた日　※全員の同意・確認があった日

エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（理事会報告の省略の議事録記載事項）

ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

イ 理事会への報告を要しないものとみなされた日　※全員に通知があった日

ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（定時評議員会の開催方法）

・定時評議員会も決議の省略で行う場合を想定していますが、定時評議員会を通常開催する場合は、第3号議案の朱書き破線部分を変更する必要があります。